

号給	給料月額
	円
1	409,000
2	462,000
3	520,000
4	592,000
5	676,000
6	790,000
7	923,000

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

- 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められるものには、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

- 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の適用除外等)

第5条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号。以下「一般職給与条例」という。)第4条、第5条、第7条から第9条まで、第9条の5及び第15条の6の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する一般職給与条例第3条、第15条の3第1項、第15条の5第2項及び第5項並びに第15条の8の2第2項の規定の適用については、一般職給与条例第3条中「及び退職手当」とあるのは、「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、一般職給与条例第15条の3第1項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。))と、一般職給与条例第15条の5第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」と、同条第5項中「同表以外の各給料表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各給料表の適用を受ける職員(特定任期付職員を含む。))と、一般職給与条例第15条の8の2第2項中「第7条の2第1項に規定する職員」とあるのは「第7条の2第1項に規定する職員及び特定任期付職員」とする。

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の適用除外等)

第6条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号。以下「県立学校職員給与条例」という。)第5条、第6条、第8条から第10条まで、第10条の4及び第17条から第17条の4までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する県立学校職員給与条例第4条、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、県立学校職員給与条例第4条中「及び退職手当」とあるのは、「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、県立学校職員給与条例第15条の2第1項(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。))第14条の2の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。)中「人事委員会規則で指定する職を占める職」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、県立学校職員給与条例第16条第2項(市町村立学校職員給与条例第15条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。)中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とする。

(市町村立学校職員給与条例の適用除外等)

第7条 市町村立学校職員給与条例第5条、第6条、第8条から第9条まで、第9条の3、第16条及び第16条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する市町村立学校職員給与条例第4条の規定の適用については、同条中「及び退職手当」とあるのは、「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」とする。(企業職員である特定任期付職員の給与の特例)

第8条 企業職員である特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められるものには、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

- 2 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号。以下「企業職員給与条例」という。)第3条第2項及び第3項、第4条から第6条まで、第6条の4並びに第15条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 3 特定任期付職員に対する企業職員給与条例第2条第3項、第12条の2及び第19条の